

『Hankyū Itami Art Gallery』ご利用規約

1. 作品の販売について

当ギャラリーは、ご利用者が直接売却されたものについての手数料は一切いたしません。

2. DM・ポスターについて

- ・DM・ポスター等につきましては、ご利用者の負担になります。
- ・DMは、展覧会の1ヶ月前から開催期間中、会場に置きます。
- ・ポスターは、原則として展覧会の1週間前から開催期間中、駅ビル内の各階に掲示します。但し、現在展覧会をされている方を優先に掲示させていただきます。
(前の週が空いている場合は、2週間～3週間前から掲示します。)
- ・ポスターのサイズは、A2横×2枚(1階と3階柱用)・残り3枚はA2であれば縦でも横でも構いません。NPO法人いたみタウンセンター事務局までお持ち下さい。

3. 搬入・搬出について

- ①作品の搬入・搬出については、下記の時間帯に使用者が行なって下さい。
搬入は、水曜日の午後1時から午後4時(台車を必要としない程度の運び込みに限ります)
搬出は、水曜日の午前10時から午後0時(" ")
- ②台車を必要とする大きな荷物の搬入・搬出は、下記の時間帯に使用者が行なって下さい。
搬入は、木曜日の午前8時～10時(リータB1管理事務所に申請が必要です)
搬出は、火曜日の午後10時～午前0時(" ")
- ③搬入搬出時のお車については、リータの搬出口に停めることができますが、それ以外指定駐車場はございませんのでご了承ください。
- ④短期貸しの場合は、ご利用期間中に搬入・搬出を行ってください。

4. 鍵の受渡しについて

水曜日の午後1時以降にNPO法人いたみタウンセンター事務局に取りに来ていただき、搬出終了日の水曜日午後0時までにお返し下さい。鍵受取りの際、「使用許可書兼領収書」をご提示して下さい。

5. 開館方法

- ①阪急伊丹駅リータ地下1階の防災センター前にある鍵ボックスに、カードキーをとおして下さい。(タミー1階からは地下に下りられません。搬入口から下りてください。)
- ②暗証番号を入力すると鍵ボックスが開くので、鍵を取り出して下さい。
- ③ギャラリーの自動ドアの鍵は下部2箇所にあります。
- ④閉館時は、照明・エアコン等全て消灯確認して下さい。
- ⑤鍵は持ち帰らず、鍵ボックスに収納して下さい。(手順は①と同様です。)

6. 諸設備について

ご利用者側による壁・床・及び器具設備などの損傷につきましては弁償願います。

7. 使用権について

お申し込みの際の使用目的と異なった目的での使用権の転貸、譲渡は固くお断り致します。

8. 使用料について

お申し込みの際に、現金にてお支払い下さい。

9. 使用料の返還について

次の場合を除き既納の使用料は返還いたしません。

全額返還の場合

- ①災害その他不可抗力の理由により使用できなくなった場合
- ②6ヶ月前までに使用申請を取り消されたとき

5割返還する場合

- ① 3ヶ月前までに使用申請を取り消されたとき

10. 期間中の管理について

ギャラリーの管理は、ご利用者の自主管理を原則とします。使用中のギャラリーの開閉、作品の監理等は、すべて利用される方で行なって下さい。

- ① 必ず、使用関係者がギャラリーに在館してください。
- ② 使用期間中の第三者に起因して生じた利用者の損害については、当ギャラリーはその責任を負いません。
- ③ 利用期間中に建物等を損害、損失、滅失した時は、現状回復してください。
- ④ ギャラリー内での喫煙は、ご遠慮願います。
- ⑤ ゴミは、1階のリータ指定ゴミ置場へお持ち下さい。
- ⑥ 専用駐車場はございません。リータの私営駐車場をご利用下さい。

11. ご利用上の注意

- ① 災害や事故などに備え、ご使用前に非常口、消火器の位置など確認しておいて下さい。
- ② 搬入・搬出の際、まわりの店舗に迷惑がかからないよう静かに行ってください。
- ③ 利用者は搬入・搬出も責任を持って対応して下さい。
- ④ 許可なく勧誘、寄付の募集は禁止します。
- ⑤ 当ギャラリーは、マルチ商法(ネットワークビジネス)、SF商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等や、布教活動、宗教儀式などにはご利用いただけません。
- ⑥ 関係者や来場者が周辺の道路や駐車場等に無断駐車することがないように、十分に周知願います。
- ⑦ 来場者の案内、出入の管理、場内整理、安全管理、物品管理などは、利用者が責任を持って行って下さい。
- ⑧ 催し物等に関する問合せには、利用者に対応して下さい。NPO法人いたみタウンセンターを連絡先にはできません。
- ⑨ 万一、催し物に関して来場者等から苦情が発生した場合は、ご利用者が責任を持って対応して下さい。
- ⑩ 施設、設備、機器、備品等を破損、汚損、紛失等した場合や、館内で事故トラブルがあった場合は、速やかにNPO法人いたみタウンセンターにお知らせ下さい。
- ⑪ その他、NPO法人いたみタウンセンターの指示に従ってご利用下さい。

12. 損害賠償について

- ① 損害保険等への加入が必要な場合は、ご利用者が加入して下さい。
- ② 利用者起因して建造物、設備、備品等に損害(破損、汚損、故障、紛失等)が発生した場合は、賠償請求の対象となります。利用者自身ではなく、関係業者、来場者等の行為による損害についても、利用者が責任を問われますので関係業者、来場者等の指導監督に十分ご注意下さい。

13. 次のいずれかに該当する場合はギャラリーへの入館ができません。

- ① 展示品または建物・付属設備を損害し、もしくは滅失し、またこれからそのおそれがあると認められる者
- ② 他人に危害を及ぼしたり、他人の迷惑になる行為をする者、またこれからそのおそれのある物品もしくは動物類を携帯する者
- ③ 管理上必要な指示に従わない者

14. 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消しすることがあります。

- ① 使用条件に違反したとき
- ② 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき

問合せ先： NPO法人いたみタウンセンター

〒664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2 (商エプラザ4階)

tel/fax 072-775-6727 (平日 午前9時~午後5時)